

番号	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
6-(1)	貨物自動車運送事業者による災害時の他社車両使用許可	緊急時（震度5以上で高速道路が災害通行止めなど）の場合は貨物自動車運送事業法を超法規的に運用し、他社車両の使用を認めるべきである。	トラック事業者は、レンタカーや他社の営業車両を使用できない事になっている。激甚災害指定がされる規模の災害において、通常の車両や人員（被災者含む）では、被災地・被災者へ店舗を通じて商品供給が充分にできない。そこで現状は、車両と人員の確保を遠隔地の配送会社に依頼し、車両と人員を手配するが、車両と人員をパッケージとして派遣してもらう事は現実的には困難である。そこで、緊急時には他社車両の使用を認め、遠隔地の人員による被災地車両の利用などを可能にすべきである。	貨物自動車運送事業法
6-(2)	消防法誘導灯設置基準おける行政官による判断の統一	行政官による、誘導灯設置基準判断統一の改善を要望する。	過去、行政官によって、誘導灯設置数を減らすことができると判断され設置したにも関わらず、後任の担当官が判断を変更し、追加工事が生じたことがあった。誘導灯などの設置工事には発注者、施工会社に関わり、変更の際には双方に時間やコストがかかる。行政官の判断基準の相違により、度々工事が必要となり事業者には不要なコストが発生している。追加工事・手続き等のコストを回避すべく、消防法の設置基準に基づき、行政官による判断の統一、判断変更の際には根拠のある説明と指導がなされるべきである。	消防法（施行令第26条、消防法施行規則第28条の3）
6-(3)	非常電源としての外部給電に関する規制緩和	現在消防法では、床面積1,000㎡を超える劇場、飲食店、百貨店、病院等については「非常電源」としての外部からの給電が認められていない。外部からの安定的な電源供給が可能な場合は、外部からの非常用電源を受電する設備の設置をもって「非常電源」を設置したとみなすべきである。	近年の耐震技術の向上等により、地下洞道などによる電源供給についても、敷地内に自家発電機等を設置するのと同様かそれ以上の電力安定確保が可能になるケースが大多数に上ると思われる。外部からの安定的な電源供給が可能なケースにおいては、外部からの非常用電源を受電する設備の設置をもって「非常電源」を設置したと認めるべきである。外部からの安定的な電源供給により、むしろ自家発電よりも安定的な「非常電源」の確保が可能になり、災害時の被害抑制につながるものと考えられる。	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法第17条2の5 ・消防法施行令34条の4 ・消防法施行規則「自家発電設備の基準」（昭和48年消防庁告示第1号） 「蓄電池設備の基準」（昭和48年消防庁告示第2号）
6-(4)	予備電源としての外部給電に関する規制緩和	建築基準法では、店舗、劇場、学校、病院、共同住宅等については「予備電源」としての外部からの給電は認められていない。外部からの安定的な電源供給が可能な場合は、外部からの非常用電源を受電する設備の設置をもって「予備電源」を設置したとみなすべきである。	近年の耐震技術の向上等により、地下洞道などによる電源供給についても、敷地内に自家発電機等を設置するのと同様かそれ以上の電力安定確保が可能になるケースが大多数に上ると思われることから、これら外部からの安定的な電源供給が可能なケースにおいては、外部からの非常用電源を受電する設備の設置をもって「予備電源」を設置したと認めるべきである。外部からの安定的な電源供給により、むしろ自家発電よりも安定的な「予備電源」の確保が可能になり、災害時の被害抑制につながるものとする。	建築基準法施行令第126条等